

イベントで発生するごみの処理方法

① イベントごみとは

イベントを催すことで発生するごみのことです。

② イベントごみの処理について

イベントごみの処理は、主催者が主体的に責任をもってごみを適正に処理する必要があります。

別紙の「ごみゼロ3原則」などを参考にして、ごみ処理の計画を立案し、実行してください。

③ 「イベントごみ適正処理計画書（以下「計画書」と略します。）」とは

発生するごみの種類や量（見込み）を把握してもらい、それに対する収集運搬方法、処理方法、搬入先を確認・整理してもらうためのものです。

計画を立案した後は、その計画（計画書）及び「ごみゼロイベント3原則」により、会場内の態勢などを整えていただき、適正なごみ処理に取り組んでください。

イベントの実施により一時多量のごみが処理施設（豊前市外二町清掃センター）に搬入されることで、施設の運営に支障等が見込まれる場合などには、必要に応じて処理方法等計画の変更などを協議する必要性が発生します。

以下の（A）から（C）のいずれかに該当する場合には、計画書をイベントの開催2週間前までに生活環境課（電話82-8018）まで、提出してください。

なお、この計画書の提出に対して、承認等の通知はありません。ただし、上述の協議する必要性が認められる場合には連絡等を取らせてもらうほか、処理方法の未記載など計画書に不備がある場合は再提出をお願いする場合があります。

（A）会場内で飲食物の販売を行い、参加者も不特定なイベント

（B）イベントの開催期間が長期にわたるもの。（おおむね1週間以上）

（C）主催者がごみ処理を一括して行い、ごみの運搬を収集業者が行う場合

※主催者が自治会などで、飲食物の販売も自治会などが行い、参加者も限られている場合は計画書の提出の必要はありません。

※「イベントごみ適正処理計画書」は、任意様式でも構いません。

ごみゼロ3原則

(1) ごみ処理計画を立てる責任者を決める

イベントの企画段階からごみの担当者や部門（セクション）を設け、ごみの適正処理について企画・実行する。

(2) 徹底的に再利用とリサイクル

- ・再利用が可能な容器類を使用する。
- ・再利用できないものは、徹底的に分別してリサイクルできるように企画する。
- ・イベント参加者一人ひとりが分別に参加・実行できるように企画する。

(3) 持ち込みごみは持ち帰ってもらう

イベント会場に持ち込まれるごみは、各自持ち帰ることを原則とした方法を企画する。